

東京都立本所高等学校（全日制課程）いじめ防止基本方針

令和 6 年 9 月 4 日

校 長 決 定

1 いじめ問題への基本的な考え方

（１）未然防止（いじめを生まない、許さない学校づくり）

教員の指導力の向上と組織的対応に努め、いじめの防止に学校全体で取り組む。

（２）早期発見（いじめを直ちに発見できる学校づくり）

生徒がいじめの現状を発信しやすい環境づくりとともに生徒から発信の確実な受信と迅速な対応をする。

（３）早期対応（いじめを解決し、繰り返さない学校づくり）

いじめには学校全体として組織的に対応するとともに、必要に応じて関係諸機関と連携を図り、解決後も継続的な観察を行う。

2 学校及び教職員の責務

本所高校及び教職員は、いじめ防止の基本理念にのっとり、在籍する生徒等の保護者、地域住民、その他の関係者との連携を図りつつ、学校全体でいじめの防止及び早期発見に取り組むとともに、在籍する生徒等がいじめを受けていると思われるときは、適切かつ迅速にこれに対処する。

3 いじめ防止等のための組織（学校いじめ対策委員会）

（１）設置の目的

いじめの未然防止等に向けた連絡会

（２）会議

生活指導部会内で定例会を実施（週 1 回）

臨時会（全委員により実施）

（３）委員構成

校長・副校長・スクールカウンセラー

生活指導部メンバー(主幹教諭・主任教諭・教諭)

4 段階に応じた具体的な取組

（１）未然防止のための取組

ア 各学期の初めに「いじめ防止」講話を実施

イ 学級担任による面談週間（１・２学期に１回）の活用

ウ 部活動顧問による声掛けの実施

（２）早期発見のための取組

ア スクールカウンセラーによる面接

イ いじめ調査アンケートの実施(実施後の個人聞き取り調査)・・・各学期

ウ 「いじめ発見のチェックシート」の活用（別紙）

(3) 早期対応のための取組

- ア 個人聞き取り調査(情報把握に努める)
- イ 被害生徒への対応・・・授業以外の観察を強化、スクールカウンセラーの面談
- ウ 加害生徒への対応・・・校内規定による特別指導

(4) 重大事態への対処

- ア 当該生徒(被害・加害)宅への家庭訪問・・・保護者への説明
- イ 被害生徒への対応 ①スクールカウンセラーによる面談
②HR・・・授業以外の観察強化 (別室授業も考えに入れる)

5 教職員研修計画

- (1) いじめ研修会の実施 (年1回)
- (2) 指導連絡会による報告 (年2回)

6 保護者との連携及び啓発の推進に関する方策

- (1) 保護者会の実施(個別相談あり)・・・年2回実施
- (2) スクールカウンセラーによる「相談室だより」の発行
- (3) 「長期休業中の生活の諸注意」・「生活指導部だより」で注意を喚起

7 地域及び関係機関や団体等との連携推進の方策

警視庁本所警察署や児童相談所との連携を図り、セーフティー教室等の開催や学校サポートチームを通じての情報の共有と対応策の協議を行う。

8 学校評価及び基本方針改善のための計画

- (1) 保護者宛「学校評価アンケート」
「いじめに対する学校の取り組みは適切か」の項目追加
- (2) 生徒宛「授業評価アンケート【HR】」
「個人を尊重し、いじめ防止に努めているか」の項目追加